

議 事 日 程 (3)

平成30年9月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第47号 芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第48号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第49号 芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第50号 指定管理者の指定について
- 第5 議案第51号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 第6 議案第52号 町道の路線認定について
- 第7 議案第53号 平成30年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第8 議案第54号 平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第9 議案第55号 平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第10 議案第56号 平成30年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第11 認定第1号 平成29年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第16 認定第6号 平成29年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第17 認定第7号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第18 認定第8号 平成29年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第19 議案第57号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

追加日程第1 議会活性化特別委員会の設置を求める動議

【 出 席 議 員 】 (12名)

1 番 内海 猛年 2 番 松岡 泉 3 番 今田 勝正 4 番 刀根 正幸
5 番 妹川 征男 6 番 貝掛 俊之 7 番 田島 憲道 8 番 辻本 一夫
9 番 川上 誠一 10 番 松上 宏幸 11 番 横尾 武志 12 番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|------------|------|----------|------|
| 町 長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 中西新吾 | 教育長 | 三柁賢二 |
| モーターボート競走事業管理者 | 大長光信行 | 会計管理者 | 村尾正一 | 総務課長 | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長 | 池上亮吉 | 芦屋港活性化推進室長 | 水摩秀徳 | 財政課長 | 柴田敬三 |
| 都市整備課長 | 松浦敏幸 | 税務課長 | 縄田孝志 | 環境住宅課長 | 井上康治 |
| 住民課長 | 藤永詩乃美 | 福祉課長 | 吉永博幸 | 健康・こども課長 | 濱村昭敏 |
| 産業観光課長 | 溝上竜平 | 学校教育課長 | 新開晴浩 | 生涯学習課長 | 本石美香 |
| 競艇事業局次長 | 藤崎隆好 | 企画課長 | 浮田光二 | 事業課長 | 木本拓也 |

【 傍 聴 者 数 】 7名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。
ここで、田島議員から発言の申し出がありましたので、これを許可します。田島議員。

○議員 7 番 田島 憲道君

おはようございます。7 番、田島憲道です。

私は、これから議会を混乱させたことを深く反省し、心から謝罪をしたいと思います。

去る 6 月 13 日の本会議における私の一般質問の発言について、調査特別委員会が設置され、閉会中の調査、審議が行われました。その報告書がこの 9 月議会にて上程されました。初日の本会議にて慎重審議がなされ、その結果に対し、私は真摯に受けとめ、心から謝罪いたしたく思います。まことに申しわけございませんでした。

また、私は私的なブログにおいて、議長に対し批判的な発言などを行ったことについても、こちら議長には謝罪をし、現在ブログは非公開にしております。議場の秩序を守り、議会の品位を保持すべき議員の職責に省みて、まことに申しわけなく思う次第です。ここに深く反省し、今後発言等に十分留意することをお約束して、心からお詫び申し上げます。

なお、抗議文をいただいた各関係団体、観光協会、商工会、4 校 P T A 連絡協議会、また芦屋基地に対しては、今後謝罪に出向く所存です。また私のお店については、今月末をもって廃業いたします。このような機会を与えていただきましたことを心から感謝申し上げます。平成 30 年 9 月 19 日、田島憲道。

○議長 小田 武人君

お諮りいたします。（「議長、動議を提出します」と呼ぶ者あり）貝掛議員、何の動議ですか。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

田島議員に対する議員辞職勧告決議案であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

ただいま貝掛議員から田島議員に対する議員辞職勧告の動議が提出されました。

この動議は、一人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とするこ

とは否決することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 05 分休憩

.....
午前 10 時 15 分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）横尾議員、動議ですか。

○議員 11番 横尾 武志君

今、田島議員のね、辞職勧告決議は否決された。私の動議は、議長に今後議会をどうしていくのか、議会を正常化するためにはどうするのかということで、議会改革の意味を含めて特別委員会を設置していただきたい。そういう動議。

○議長 小田 武人君

ただいま横尾議員のほうから動議の話がございました。賛成者はございますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成者はございますので、この動議は成立いたします。

しばらく休憩に入ります。

午前 10 時 16 分休憩

.....
午前 11 時 35 分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致でございます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることは可決することに決定いたしました。

追加日程第 1. 議会活性化特別委員会の設置を求める動議

○議長 小田 武人君

それでは、本件について横尾議員に趣旨説明を求めます。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

それでは、満場一致の皆さんのおかげで私の動議は通りました。

実はね、急遽動議を出したわけですが。まあ、けさのちょっと趣旨説明の前に、田島議員は謙虚に謝罪をしました。これは、議会人、まあ国会議員でも誰でもそうですが、人間としてこれは間違っただけと思ったら、これは素直に謝る。これはこれで私はいいと思います。しかし、次の動議に田島議員の辞職勧告決議、これが否決された。なぜか。考えたことありますか。なぜか。

まず特別委員会、調査特別委員会に対して委員が6名、その中の3名は——きょう否決した3名は特別委員会の委員でありますよ。特別委員会で答申が出たやつをみんなでそういうことをしましよというので、何らかのペナルティも与えないかんというので、議長に上げとるはずですが。それが否決された。これで議会が正常化——正常な議会と言えるのかな。そやから、私はこの議員辞職勧告は通ろうが、通りまいが、これは議会としてこういうけじめをつけましようということであるので、それはそれでいいでしょう。ただ、今から今後どうしていくのか。じゃあ基地に対してどう説明していくのか。どう謝罪するのか。教育委員会、商工会、皆さん抗議文が来とる。これはまあ田島君の発言から端を発したのであるが、議会に来とるわけです。議会はこういうことをしとるんか。こんなことを許していいんか。そういうことで抗議文は来とる。それは、こういう結果になった。議長はそれをもって議会報告として各方面に謝罪の言葉と結果は皆さんに知らせないけん。そういうこともありましてね。今まで議会でこの三、四年、ちょっとひどすぎる。自分一人一人がルールブックじゃないんやから。何でもかんでもね、自分の思いとおりの議会でやっていこうと、そういうことじゃいけん。せやから議会、前は議会改革特別委員会。改革はしたけど、改革を破っていく。今回は議会活性化委員会ということで設置するわけですが、どうでしょう。このままでよかったら反対してください。芦屋町をよくするためなら、もう少し議会もワンランク上の議会を目指す。これが議員の務めやないかな。そう思いますよ。どうなん、みんな。自分の持論でわけのわからん討論したり、一般質問したり。これがまかり通っていく議会なんて、日本中にないですよ。そういう意味も込めてね、議会活性化委員会を議長に申し入れた。私はあの、もうこの歳やから、いつまでも議会におるわけもいかん。しかし次の時代に議会が笑われるような議会じゃいかんでしょ。まず議会活性化委員会を開いて、今までのことを一つ一つ検証しながら一般質問のあり方、それから討論、質疑、そういうことをもう一度初心に戻ってやっていくのが、今からやっていく我々の務めじゃないか。そう思って動議を出しました。皆さんのお考えがいろいろありましようが、よろしく御検討を願いたい。終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、横尾議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

本件についての質疑を許します。ございますか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。

今、横尾議員からですね、議会改革の動議の中身が示され、具体的には議会活性化委員会をして、議会の活性化を図るといふ、そういったことが言われたわけですけど。まあその今の説明の中では、議員に対する懲罰の問題とか、そういった部分に重きが置かれたように感じますが、本来の議会改革、議会活性化委員会という点であれば、やっぱり大筋として議会が町民に開かれたものにするといふ、そのためにどういったことを議会でするのか。それを論議する場だといふふうに思いますし、今までも議会改革が芦屋町でも取り組まれましたが、それは実行されていないといふ、そういった横尾議員の指摘も当然あるかと思いますが。私はこの間の議会改革の中でも、やはり芦屋町議会として議会基本条例とかですね、また住民に対して議会報告会の開催、そういったものが周りの町議会でも行われているのに、やられていないといふ、そこをやっぱり根本的に改めていかなければならないといふふうに思います。そういった点では、横尾議員の考え方の中では、この活性化委員会の中で、そういった議会基本条例とか、また議会報告会の開催、そしてまたそういったことを決めるのであれば、それぞれ議員全てにかかわる問題ですから、全議員です、そういったことを審議するといふ、そういったお考えはあるのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

まだね、委員会も設置していないうちからね、中身については、委員会を今から選抜して、その委員会の中で中身については議論していただきたい。議論することはたくさんあると思いますよ。ですから今、私があればしたい、これをしたいとか控えさせていただきます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私はやはり、そういったところをですね、やっぱりベースにおいていくべきだと思いますが。

また、横尾議員が先ほど説明された中にですね、やはり議員の発言のあり方というところにも触れられていました。当然、横尾議員の指摘はですね、もっともなことだといふふうに私も思います。言うまでもなく、地方議会は日本国憲法で定められた議事機関であり、選挙により選ばれた各議員が地方自治体の本旨に基づいて、言論の腑たる議会の秩序を守るべき職責を負うことは当然のことです。同時に言論の腑である議会においては、会議規則のような特定のルールに従った上で発言の自由が保障されなければならないことも、また言うまでもありません。したがって、

議会が言論の腑であるからこそ、議員にはみずからの発言を厳しく律し、無責任な発言を慎み、言葉に慎重でなければならない責任があります。私はそういったふうに考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

川上議員の言うとおりで。少し間違った考えで議会と執行部とこれはあの本当言ったら水と油で、車の両輪じゃないんですよ。だからといって、チェック機関であるからといって、履き違えていろいろ言うのも慎まないかん。そう思っておりますので、川上議員の言うことはごもっともだと思いますよ。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私は、この議会改革をさらに進めるという点ではですね、賛同しますが、ただこの議会改革によって議員の発言が封じられるという、そういった足かせをつけるという論議については賛同するものではありません。そのことを申し述べて私の質疑といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから——妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。

唐突に議会改革活性委員会という動議が出されて、私もちょっと考えましたが。基本的には議会改革特別委員会を設置すること。議会活性化でも結構ですが。この平成26年でしたか、議会改革特別委員会を全議員で2年近く、2年半ぐらいでしたかね。そのA班、B班、C班だったと思いますが、それを分かれてそれぞれがまとめて、そして正式に第1回から第19回まで議会改革特別委員会の審議をやって最終回にはですね、この議会の中で、全員がまとめ上げたものを提出されました。その19回までの話の中にですね、今、川上議員が言われたように、議会の基本条例とか、議会報告会をしていこうではないかというようなことも再三、私は、私だけではなくて、ほかの議員も言われましたが、そういうものが一切省かれてしまうと。それどころか、今でもそれを言いながらもですね、それができなかった。

今回の田島議員の一般質問における調査特別委員会の分がこう発議されてですね、それを契機に今、特別委員会、活性化委員会を策定しようという動議についてはですね、田島議員の発言、そういった調査特別委員会を契機にしてそれが前進してきたのかなというふうに思って、前向きにですね、私はこの動議については、賛成したんですね。

それで、今、ただ一つ、いくつか質問の中でですね、今、細かいことについては、次の機会メンバーのこととか、内容についてとか、そういうものについてどのようにお考えなのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

質問の意図がよくわからないんだけど。何、何。

○議員 5番 妹川 征男君

委員会をですね、委員会を話し合う場所をいつごろの時点で話し合いをされる予定かということですよ。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

いや、今からあの、今から、今質疑があつて、この後討論終わって、採決終わって、まあ通れば活性化委員会はつくるんでしょう。もうきょう委員会決めをしますよ。委員会決めはきょうします。構成については議長にお任せしてありますので。それだけです。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

西日本新聞の記事によりますと、小田議長は何かあの発言、コメントされてましたね。そして、今後議会改革について真摯に取り組んでいきたいというような形のコメントがなされてましたから、まあきょうの全員協議会でその件についてお話があるだろうなと思っていました。それで今、横尾議員のほうから今のような話が出ましたが、今、委員構成については議長にお任せということですから。しかし、今の時点で全員の議員さんで構成するというようなお気持ちはないんですか。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

動議に対しての質問の内容となっていないと考えますけども、いかがですか。（「今の質問に対する質問」と呼ぶ者あり）（「いいじゃないですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）まだ……

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

まだ動議が通っていないので、今後どうするか、特別委員会の構成等をですね、決めるような時期ではないと思いますけど。今、そういうことで横尾議員に質問されるのであれば、そういった内容について質問していただきたいと思います。いかがですか。（「今、質問したから」と呼ぶ者あり）（「質問は受け付けません」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

4番、刀根でございます。私もこの議会活性化委員会の設置といったところの分におきましてはですね、考え方の中では賛成しております。ただ、基本的に一つのものをやっつけようかといったときにはですね、よく出てくる言葉に「仏作って魂を入れる」という言葉があります。ですから、根底に例えば、例えばですよ、理念として見える議会活動をやっつけようやないかとか、そういったものをつくっつけようやないかとか、そういったものについてはですね、やはり思いというものがあるわけです。で、その思いを達成していくのに、どのような形でつくっていきましかという一つの組織づくりがあると思うんです。それをですね、考え方として出していただいて、その上でですね、これがあの、一番冒頭にありました一つの田島議員の懲罰動議というところに、それじゃなくて、純粹に一つの……

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

活性化、議会の活性化と……

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

いう……

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

ことの中からですね、出てくる言葉をですね、お聞きしたいわけですが。それによって、あの、方向、自分なりの方向づけを決めたいと思いますので。一言よろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

ただいまの刀根議員の発言につきましては、横尾議員の動議に即しないという判断をいたします。従って・・・・・・横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今、刀根議員さんが言うのはね、私は田島議員の懲罰委員会をしようとなんて思っておりませんよ。芦屋町議会がワンランク、ツーランク上の議会、よその町から見ても立派な議員さんがそろっているんだと言われるような議会にしたいということです。何も懲罰を議論しようなんて思っておりません。それは委員が構成されまして、その中で懲罰の話も出るやも知れませんが、それはそのときです。私がいろいろ言うべきことじゃない。あなたは、そして活性化委員会、どうなん。俺は逆に質問するわ。このままでいいんかな。このままでいいんね。このままで自分たちが今までしてきたことを胸に手を当ててよう考えてごらん。このままでいいんか。そういうことを逆に俺は反問権もらうわ、今から。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

本件についての討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。本件については、調査期間を調査終了までとし、議長、副議長、総務財政・民生文教の各常任委員会から3名ずつの計8名で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり」「動議」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

異議ありという、「動議」と呼ぶ者あり）（「動議」と呼ぶ者あり）異議ありに対して、「動議があるけ、させりゃいい」と呼ぶ者あり）（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議ありに対しまして、採決をいたします。（「あ、ちょっと待って。進行に対して動議します。進行に対して動議です」

と呼ぶ者あり) (「誰も賛成してないやろ」と呼ぶ者あり) (「賛成」と呼ぶ者あり) (「議長、はい、議長、議長、はい、休憩」と呼ぶ者あり)

異議ありに対して採決をいたします。(「は。休憩をとってください」と呼ぶ者あり) (「今、いいですか。いいですか。今、賛成と言う人がおったじゃないですか」と呼ぶ者あり) (「手を挙げる。きょう・・・・・・・・」と呼ぶ者あり) しばらく休憩いたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 0 時 21 分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。先ほど提案しました本件については、調査期間を調査終了までとし、議長、副議長、総務財政・民生文教の各常任委員会から、3名ずつの計8名で更正する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して審査することについて、提案しました。これについて先ほど異議がございましたので、挙手による採決を行います。(「議長」と呼ぶ者あり) 異議がございました方については、挙手を——8名で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

(「何かようわからん。もう1回ちょっと言うて」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

本件については、調査期間を調査終了までとし、議長、副議長、総務財政・民生文教の各常任委員会から、3名ずつの計8名で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の方の挙手をお願いいたします。では、異議ありがございましたので、(「異議ありのやつ・・・・・・・・」と呼ぶ者あり) 賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって否決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第1、議第47号から、日程第18、認定第8号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(「ちょっとあの、確認して。議会改革特別委員会は否決されたん。この議会改革を、議会を正常化することには、みんな反対なん。最悪やな」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

○議長 小田 武人君

議会活性化特別委員会の設置については、否決となりました。

しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

午後0時25分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

お諮りいたします。日程第1、議案第47号から、日程第18、認定第8号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

報告いたします。報告第11号、平成30年9月14日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果について御報告いたします。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第52号、満場一致により原案可決。

議案第53号、賛成多数により原案可決。

認定第1号、賛成多数により認定。

認定第2号、賛成多数により認定。なお、この認定第2号につきましては、賛否同数だったため、委員長裁決により決しております。

認定第7号、賛成多数により認定。

認定第8号、満場一致により認定。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第47号、賛成多数、原案可決。

議案第48号、満場一致、原案可決。

議案第49号、満場一致、原案可決。

議案第50号、満場一致、原案可決。

議案第51号、満場一致、原案可決。

議案第53号、満場一致、原案可決。

議案第54号、満場一致、原案可決。

議案第55号、満場一致、原案可決。

議案第56号、満場一致、原案可決。

認定第1号、賛成多数、認定。

認定第3号、満場一致、認定。

認定第4号、賛成多数、認定。

認定第5号、満場一致、認定。

認定第6号、満場一致、認定でございます。

以上であります。

○議長 小田 武人君

次に、芦屋港湾活性化特別委員長に、審査結果の報告を求めます。芦屋港湾活性化特別委員長。

○芦屋港湾活性化特別委員会委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

芦屋町議会議長、小田武人殿、芦屋港湾活性化特別委員会委員長、辻本一夫。

芦屋港湾活性化特別委員会審査結果につきましては、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号、賛成多数により認定。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記。

[朗 読]

.....
平成30年9月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。
.....

平成30年9月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。
.....

平成30年9月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年9月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。なお、芦屋港湾活性化特別委員長に対する質疑については、省略いたします。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第47号の討論を許します。ございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。議案第47号、芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

議案第47号は平成31年4月に緑ヶ丘保育所の施設を現在の指定管理者に無償譲渡するというものです。委員会の中の説明では平成25年第3回定例会で指定管理の議決を受ける中で今後の管理運営、民営化、施設の無償譲渡などの説明を議会に行い、ことしの3月にも委員会や全員協議会で説明を行っている。また、保護者説明会も2回開催しているとの説明でした。しかし、緑ヶ丘保育所は行政財産であり町民の財産です。町民の税金で土地を確保し、建物も税金を使い建て、老朽化の改修費用も税で負担しているのですから、町民に説明し納得を得られた上でないと無償譲渡ということにはならないのではないのでしょうか。委員会の中では資産価値は税制上では1億6,000万円との答弁でした。それに備品を加えると更なるものとなります。こういったことを町民に説明し、理解されているのでしょうか。

国が定めた子ども・子育て支援法の第61条第8項では「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めること。その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」としています。つまり幅広く住民の声を聞くことになっています。また、この法に基づく芦屋町子ども・子育て支援事業計画では公立保育所があることが前提となっていますから、なくすという大きな変更をするのですから、子ども・子育て会議の中で十分に論議されていたのでしょうか。子ども・子育て支援法にうたわれている幅広く住民の声を聞くという法の趣旨に反しているのではないのでしょうか。

今後、指定管理者から完全民営化という流れが加速しますが、これは保育のナショナルミニマムを守るという公的責任の大きな後退であることを指摘して反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

賛成討論ございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。

議案第47号、芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

先ほど川上議員が言われたように、今回の条例改正の趣旨は、緑ヶ丘保育所を平成31年4月から現在の指定管理者である長崎たちばな会に施設の無償譲渡及び土地の無償貸し付けを行うことにより、公営から民営化に移行するものであります。

平成26年4月からの緑ヶ丘保育所指定管理者導入の時点で、運営状況が良好であれば施設を無償譲渡し、民営化を行うという条件の中で公募を行い、長崎たちばな会が現在、指定管理者として運営しているものであります。

町の説明では、緑ヶ丘保育所を無償譲渡するに当たり、平成29年に大学の先生、弁護士、公認会計士など外部有識者による選定委員会での評価を行い、適当な事業者であるという評価をいただいていると聞いております。保育所の継続につきましては、第5次総合振興計画で共働き家庭の増加や就労形態の変化による保育所ニーズに対応するため、安全で快適な保育環境を確保するとされており、また、保育所の無償譲渡の方向性については、29年3月策定の公共施設等総合管理計画で、施設の長期利用を前提として改修や修繕等を計画的に実施し、将来は民間譲渡についても検討すると明記されており、このことは計画に沿った進め方と感じております。

保育所の資産評価額は1億8,000万円程度と聞いております。町民の財産である1億8,000円の資産を無償で譲渡することに、私は疑問を抱きました。しかし、保育所を廃止し、他の用途に活用するのであれば、無償譲渡することに問題があると考えますが、保育所ニーズに対応するため、将来にわたって緑ヶ丘保育所を継続していかなければなりません。緑ヶ丘保育所は、昭和58年に建設され35年を経過しており、今後老朽化の進行により、多額の維持管理等の財源が必要になります。しかし、私立保育所に移行することで、町の負担であった運営費や施設整備費に対し、国や県から負担金や補助金を受けることができます。試算では運営費に対する補助金だけでも、年間2,200万円程度の町の財政負担が軽減されることが見込まれます。

保育所の民営化は、多様化する保育所ニーズに対応するため、全国的に行われており、県内でも60カ所以上が民営化されております。そのほとんどが施設を無償で譲渡されております。

私立保育所はすでに町内に2カ所ございますが、その運営は良好で評判もよいと聞いております。民営化されることで、保育サービスが低下することは考えにくく、私立保育所間での相乗効果により、サービスの向上につながるものと考えております。

以上のことから、良質な保育サービスの提供、また町財政の負担軽減という観点から、この議

案に賛成いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第1、議案第47号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第47号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第48号の討論を許します。ごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第2、議案第48号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第48号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第49号の討論を許します。ごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第3、議案第49号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第49号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第50号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第4、議案第50号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第50号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第51号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第5、議案第51号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第51号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第52号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第6、議案第52号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第52号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第53号の討論を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。この内容趣旨については、認定第1号の平成29年度芦屋町一般会計決算の認定と内容についてはですね、その時点で説明したいと思います。この53号議案については反対の意思表示をします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第53号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第53号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第54号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第8、議案第54号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第54号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第55号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第9、議案第55号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第55号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第56号の討論を許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第10、議案第56号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第56号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第1号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。

認定第1号、平成29年芦屋町一般会計決算の認定に対する反対討論を行います。平成29年度決算を見ると、小中学校への空調設備改修工事、芦屋中学校のプール改築工事、防犯街灯LED化工事、創業促進支援、転入者への家賃補助など暮らしや営業への支援強化など評価できる施策もあります。しかし、マイナンバー制度移行への対応については多くの問題があります。個人番号交付事業を国は多額のお金をかけて芦屋町にも強制しています。マイナンバー制度は一步間違えると個人のプライバシーを国が管理・統制することにつながります。今は限定された利用法で便利さを強調していますが、将来的には、個人の預金、通帳、経歴全てにわたって統制管理を狙っています。芦屋町のマイナンバー発行数は29年度までに1,469枚で約10%です。既に全員に番号を付与しても全ての人に渡すことのできない時点でこの制度は破綻していると言えます。マイナンバーを通じて個人情報や自治体や国の機関との間でやり取りできる情報提供ネットワークシステム、NWSは会計検査院からシステムの不備を指摘され、このシステム改修に34億円もの追加支出をしています。また個人情報や顔写真データが警察捜査に利用された例があるとも明らかになっています。このように税金を浪費し、国民監視への道を開くマイナンバーの運用は中止し、制度を廃止することを求めるものです。

2点目に職員の非正規雇用化はやめ、正規職員の配置を通じて職場の働く環境を向上させ、住民の要望や負託に応える役場にするという事です。現在平成28年度末の正規職員は162人、

非正規職員は182人となっており53%が正規職員でない状態です。昨年度導入された雇いどめしややすい任期付職員等ではなく、臨時・非常勤職員の正規化や任期の定めのない「短時間公務員制度」を確立し、安心して働くことができる、能力の生かせる職場にすることを求めるものです。

以上で反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。平成30年度一般会計補正予算に反対し、反対討論といたします。

まあ認定ですから、認定のことですから、これを認定して否決されるということはありません。ことではあるんですけど、私がここで述べたいのは、こういういろいろな課題、問題点があるので、まあいくつか挙げますが。来年度31年度予算にですね、反映していただけたらなという思いです。ですね、反対討論の中身をですね、まあ何点かですけれど。

今、1番目にですね、企画費関係にですね、今年度29年度は約5,300万円の中にですね、マイナンバー制度による費用が含まれています。これは議案53号ですね。芦屋町一般会計補正予算の中に、マイナンバー制度による費用が含まれているということです。そのことを考えてですね、平成26年度、27年度、28年度、そして29年度、それを合わせると事業費、総事業費は865万円ですね。その中に30年度の会計予算があれば、1,000万円を超えるのではなかろうかと思っています。その中の約45%は町費負担であると。今、国は3,000億円の予算の中からですね、今、川上議員が追加して34億円と。まあこういうような形で税金を浪費しているのではないかと。まあ電算化システム業者、IT産業の利潤拡大、そういう国が押しつけた制度にですね、自治体の職員の皆さんは、それに従わなければならないかもしれませんが、マイナンバー制度は労多くして効果なし。今、申請率は10%超えたのかな。29年度8月では申請率9.8%、いわゆる1,400名程度でしたから、少しふえられたかもしれませんが、どれだけのメリットがあるのかと非常に疑問です。マイナンバーの個人番号は人としての人格、尊厳を持つ人間をですね、番号で識別するというようなことはですね、すべきでないということとはたびたび、議案が出るたびごとに説明しておりますので、これについては国の施策ですから、しょうがないとはしてですね。やはり芦屋町議会でもおかしいといっている議員がおるということだけでもですね、意思表示したいと思います。

それから、芦屋港活性化推進に関する費用としてですね、今年度、30年度には1,200万円の予算がついておりますね。今回は1,132万4,880円という決算報告ですけども、これも皆さん方に説明をしております。コンサルタント料として94.23%に相当するコンサル

タント料に基づいて進められてきていると。前も言いましたが、行政主導型というよりもコンサルタント主導型ではないかというふうに思わざるを得ません。皆さん方も御存じのように平成2年には、芦屋タウンリゾート計画が挫折しましたね。それから平成5年には新たなるリゾート計画見直し、マリーナ付き人工島構想。これも頓挫してしまいました。相当なる労力と時間を費やしてきたんだけど、責任は誰も取らなかったと。税金の無駄であり、浪費多くして効果なし。

今度、来年の3月までには、そういう芦屋港活性化の基本計画が出される予定ですが。さてさて、その後ですね、その後実施計画のほうに進んでいくかどうかわかりませんが、私はこういうリゾート構想やマリーナ構想のようにですね、頓挫していくのではなからうかと。そういう意味で31年度予算にはですね、そういうことをしっかり踏まえながら、実施設計を進めていくのではなく、もう少し、一歩立ち止まっていただきたいというようなふうに思います。

私は、活性化特別委員会設置には賛成いたしました。日本の海にですね、日本海に位置する芦屋港がレジャー港化できるかどうか。可能性としてあるのか。芦屋港が将来のまちづくりの大きな核になり得るのか。芦屋港のレジャー化が無駄な公共工事につながらないのか。芦屋港がレジャー港に用途変更した場合、維持・管理費の町の負担はどうなるのかと。採算性はあるのかというようなことで、いろいろ推進委員会の中では論議をされていると思います。釣ゾーンがどうなのかとか、レストランがどうなのかといろいろな議論がなされておりますけれども、そういうことを考えたときにですね、まあこの資料をたくさんいただいておりますけど、コンサルタントにですね、こう丸投げしたような金太郎あめのようなですね、そういう資料が、絵に描いたものが出てきていますけども、結局は約2,000万円ですかね。2年間の間で約2,000万円かけて、まあできるわけでしょうけれども……

○議長 小田 武人君

妹川議員、妹川議員、簡単明瞭に短く討論してください。

○議員 5番 妹川 征男君

はい。そういう意味でレジャー港としてですね、予算が組まれて決算が出ていますが、反対と非常に疑問を感じております。

それから、児童福祉費に関することなんです。出産祝金の問題を、この問題についてもですね、500万円というのが出ていますね。出産に意欲を高めるとか、商工振興のために商品券とか、そういうことで出されていますけれど、やはりこういう形で少子化防止を進めていくという、そういうまちづくりがあるのかなというようなことでですね、こういうのは来年度からですね、条例か規則かあるでしょうけど、検討していただいたらと思います。

それから観光費に関することなんで、芦屋砂像事業補助金に2,500万円、それに祭りあしや補助金100万円ですね。今は少子高齢化の時代の中にあって、やはり一過性のものでの取り

組みではなくて、もう少し全ての町民にかかわるような予算に、例えばタウンバスとか、巡回バス増便のこととか、教育問題にですね、もう少し直結した予算に回すべきではなかったかと。砂像事業は費用対効果、経済効果はどうかというようなことを非常に疑問に思います。

まあそういうように、最後にですね、やはりそういうお金をですね、やはり小中学校通学補助金としてですね、小中学校には31万4,130円上げられていましたね。今、栗屋、大城区の児童生徒はやはり交通量が激しいため、バス通学を強いられているわけですから、私はこの小中学校通学補助金については、全額ですね、負担してもらいたかったと。また、高校の通学費については、約641万2,000円計上されていますが、やはり補助規程を改正してですね、そういうバス通学だけではなく、自転車通学をやっている方々もおられますから、そういうところまで配慮すべきではなかったかなと。小中学校の中学校には、町外の中学生もいるということでしたから、それについては検討していかれるだろうと思いますが。ぜひですね、小学校の子供たちの全額補償という意味でですね。

まあ相対的にこの予算を、この一般会計の予算執行の規範を見ていると、いろいろな公共工事とか、まちおこしのためにいろいろと策定されていますけど、教育とか介護とかですね、環境とか、文化活動とか、そういうものに予算を少し考慮して、予算をしてもらいたかったと。これはもう認定ですから、しょうがありませんが。来年度に向けてですね、検討していただけたらという意味で反対討論いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第11、認定第1号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第2号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第12、認定第2号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第3号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第13、認定第3号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第4号の討論を許します。ございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。

認定第4号、平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を別枠の医療制度に囲い込んで高齢者に高い保険料を負担させ、医療費の削減を図る差別的な医療制度です。特別徴収は年金から天引きされるので滞納は生まれませんが、少ない年金がさらに減らされ、生活できないような状況になっています。

普通徴収のほうは月額1万5,000円以下の年金からですから、当然払えず85万7,280円の滞納が生まれています。滞納する方は資格証や短期証が発行され、医療が受けにくくなります。老人保健制度のときは医療を制限することはありませんでしたが、後期高齢者医療は75歳以上の高齢者から医療を取ってしまう無慈悲な医療制度であり、反対をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第14、認定第4号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第5号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第5号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第6号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第16、認定第6号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、認定第7号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第17、認定第7号について、委員長報告のとおり、認定することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第18、認定第8号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第18、認定第8号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

次にそれぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第19、議案第57号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

議員の皆様方におかれましては、長時間にわたる議会、大変お疲れさまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております契約議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第57号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。消防ポンプ自動車について、購入契約を締結するものでございます。現在の車両は、導入から15年が経過し、老朽化への耐用が必要となったため、車両の入れかえを行うことで地域防災力の強化を図るものでございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

日程第19、議案第57号についての質疑を許します。ございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今回、契約議案が追加で出ております。お尋ねします。

まず今回購入する消防ポンプ自動車は何分団のものなのか。それをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

2分団の消防ポンプ自動車となります。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ここには、提案理由の中で購入から15年して、老朽化が大変進んでいるということですが、現在不具合がどのような状態なのか。それと基本的にその耐用年数といえますか、消防自動車の、その辺についてを。それと昨年も多分、消防自動車も買われたと思うんですが、その年次計画で何か、そういうような計画が上がっているのか。その3点をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に磨耗等によって操作のレバーだとか、劣化をしているというところが部分、部分で見えているという状況ではございます。今すぐ全部が悪いというところではないんですけど、劣化状況が激しくなっていると。いつ消防活動として出るかわからないので、年数としましては15年、昨年も購入させていただきました3分団につきましてもやはり15年以上経っているというところで、一部分で不具合が出ているだとか、圧縮ポンプ等がちょっと弱くなっているというところがありますものですから、購入を今回させていただこうという形で考えております。

あと、残りにつきましては、1分団が消防車両が2車両ございます。これにつきましては、平成の32年度にタンク車を購入予定で考えております。34年度に1分団の消防ポンプ自動車を買いかえると。これにつきましても両方とも15年以上経過したところで購入をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、老朽化でいろいろな圧力の問題とか出ていますけども。これはその当然、車検というのがあると思いますけど、車検の折にそういうようなものを指摘されて、不具合なものについては、その修理か何かをやっているわけですか。その辺の調査といいますか。何かその、このところが悪いとか、また買い換え時期ですよという、助言等はどのような形で受けられているわけですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、車検を行うたびに悪いところを、特に悪いのはバッテリーが悪くなったり、最近、電気系統がやはり悪くなると全体的にもう電気を使うことが多いですので、そこら辺で配線をやりかえたりとかという、悪いところ、悪いところは車検のたびに言われて、それをかえているという状況になりますので、年数的なことでも15年というところで経っていますので、やはりそろそろ買い換えの時期という形の中で、昔は10年で買いかえていたんですけど、今はもうちょっと車両がよくなったものですから、15年で買いかえるというところでやっているという状況になります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませつか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

消防ポンプ自動車の購入契約ということで、当然ですね、災害や火災に対応して、住民の命と財産を守ることなので、当然それが老朽化しているという点であれば、買いかえることについて何ら異議を唱えるものではありません。ただ、問題なのは、この出し方について私はどうしても、なぜ今なんだというふうに思うんですよね。6月議会でも総合体育館の改修工事が最終日にありまして、1億円を超える金額だったというふうに思いました。今回も2,000万を超える金額となっています。こういったものを急に最終日にぽっと出されて、数分間で考え方を示せという、そこら近所がなかなか大変ではないかなというふうに思います。ですから、今後やっぱりこういったふうに、その大きな改修とか大きな買い物とか、そういったものがあるのであれば、その事前の全員協議会とかそういった中で来年度には、消防自動車がもう古くなるので、買いかえることも必要ですので、そういった議案を出すかわかりませんかとか、そういったふうなことをちゃんと議会に説明するという、そういった仕組みもつくるべきではないかなというふうに思いますけど。その点について、前回もですね、相当議論があったと思いますけど、執行部としてはどんなふうに考えているのか。その点を伺えたらと思います。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

契約議案につきましては、通常のこの年に4回ですね、議会にですね、ちゃんと間に合うように一応努力はしております。ただ、今回の場合、それから去年の場合もですね、消防ポンプ自動車に関しては防衛の調整交付金を使う事業でございます。これはですね、国の交付決定がおりないと何も動けない。事前の交付決定までをスケジュールを早めて、努力、所管のほう、していると思いますが、何せその決定通知が起きないと動けないという状況で今回遅れているということ。前回も遅れているということで、これも担当のほうには財政当局からちゃんと当初、初日に出せるように努力してくださいという話行っております。他の契約議案につきましても、極力初日にですね、ちゃんと出るようには努力をしているんですが、なかなかそういう、去年の防衛の今、総合体育館の補助事業ですね、これも防衛の絡みになります。どうしても防衛がそういう交付決定がおりないと一切の事務的な手続をしないというふうな強い指導があつていまして、ちょっと今回もこういう事態になりましたが、なるべくそういうことにならないように、財政のほうから所管のほうに指導を厳しくやっていきたいと思っております。今後そういう報告、全協への報告等必要ということあれば、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

いろいろね、芦屋町には防衛の予算とか、そういったものでやるのでなかなかこう表に出にくい部分もあると思いますけど。具体的な数字とか、そういったのではなくて、そういった問題があるので、もしかしたらその関係で最終日に提出することになるかもわかりませんかとかという、そういったある程度何というかね、予防線というか、そういったものをしとけば、それが最終日に出なくて、ちゃんと事前に出ればそれで結構なんですけど。そういったことを聞いておけば最終日に出たとしてもああ、この前全協で言いよったことがこれなんだなということが私たちも理解できるからね。そういった点では結構胸に落ちてくると思うんですよ。そういったふうな議会との間での合議をやっぱりやるシステム、仕組みづくりを私はつくっていくべきではないかなというふうに思いますので、そこら近所をですね、いろいろ制約もあると思いますけど、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。日程第19、議案第57号については、総務財政常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午後2時28分休憩

.....
午後3時00分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りいたします。日程第19、議案第57号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

報告第14号、平成30年9月19日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書。本委員会は本日付託を受けた議案について、慎重審議した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第57号、消防ポンプ自動車購入契約の締結について、賛成多数で原案可決。

以上、報告します。終わりです。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第19、議案第57号の討論を許します。ございませんか。ないようですから——妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。

質疑、質疑が川上議員から質疑があって、答弁があってまた総務財政委員会で話をいたしましたが、結論から言えば、反対せざるを得ないということで、委員会で反対をいたしました。その反対する理由はですね、この入札結果は平成30年9月10日にあったわけですから、本会議、きょうまでにですね、委員会が3回ほどあっています。よって非常に緊急性のあるものではあったとしてもですね、9月の10日に入札が終われば、9月の12日、13日、まあそのあたりです。入札の結果についてまた事情説明をしていただければよかったですね。そうすれば私たちがこの入札者の会社とか、どういう方法でしたのかとか、消防ポンプの必要性とか、そういうものについて十分に検討できるわけですね。まあそのことについて指摘しました。それでまあ反省の、担当者からはですね、今後は検討していきたいというお話しはありましたが、こういう

進め方がですね、例えば、総合体育館の約5億5,000万円と電気関係が5,000万円で、約6億円ですね、99.9%のあの問題でも本会議終了日、このようにしてですよ、出されている。非常にいびつな感じがいたしますし、こういうことで進めていいのかと。許されないです、こんなことはね。以前はですね、全員協議会、——いや、失礼、臨時議会の時にはですね、臨時議会があったときに議案書がここの会場に出て、議案書が出る。臨時議会の議案書がね。で、委員会で付託してその日に質疑、賛成・反対討論をやって、その日に採決していたときがありましたね。24年ぐらいまで、25年ぐらいまで。それ改善したんですよ。必ずそういう臨時議会にしる、全員協議会にしる、そういう資料は1週間前にももらえるようになりました。これをまた逆行するわけですね。こんなのはやっぱりできませんよ。何で臨時議会でも開かなかつたんですか。9月10ならば、9月12、13ぐらいにね、委員会をやる。ないしは全協をやる。そして説明する。それをできなかったなら、二、三日うちに臨時議会開けばいいじゃないですか。これ、2,000万円ですよ。総合体育館だって臨時議会を開けばいいわけでしょ。それすらやろうとしない。何か疑惑さえ感じざるを得ませんよ、こんなことしたら。町民、許しませんよ、こんなこと。だからこれについてはもう、反対です。そして臨時議会でも開いてください。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。ないようですから——横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

反対やないよ、賛成の討論。

まあようあの担当委員会で審議して、へ理屈をつけてから、いろいろなこと言えるね。ね、妹川さん。そういうことやから、議会がよくなるん。なんか入札に関しての話はいろいろへ理屈をいうべきやないよ。入札に関して、この入札が適正にされとるか、されてないのか審議すりゃいいんよ。それを臨時議会じゃ、何じゃの言ったらいけません。そういうことで、私はきょう動議を出したんやけどね。それさえ否決されとる。違う話しましょうか。違う話していいんかな、最後やから。いけませんか。とんだ話していいんやろ。この議会はとんだ話をしていいわけやろ。議事を正常にしようなんていう議員は一人もおらんのやから。いけんのやろ、はい。そういうことでね、そういう話をしてはいけません。入札に関しての話をしなさい。

ということで、賛成ね。もう、反対しよるところの近くに火事があったらどうするんですか。その消防車は行くんですか。そこまで言うておきますよ。賛成します。この入札結果は。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第19、議案第57号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第57号は、原案を可決することに決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成30年芦屋町議会第3回定例会を閉会いたします。

長い間の御審議、お疲れさまでございました。

午後3時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員